

年 月 日

防災情報告知放送システム戸別受信機貸与申込書

東近江市長 様

東近江市防災情報告知放送システム事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり防災情報告知放送システム戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与を申し込みます。また、戸別受信機の管理等については、同要綱及び裏面の事項を遵守します。

申請者	住所	〒 _____
	ふりがな 氏名 ※1	_____ (印)
	電話番号	_____

※1 自署の場合、押印は必要ありません。

世帯主 又は 代表者 ※4	住所 ※2	〒 _____ □同上
	ふりがな 氏名 ※3	_____ (印) □同上
	電話番号	_____
	自治会名	加入 ( _____ 自治会) ・ 未加入

※2 申請者と同一の場合、同上にレ点を記入してください。

※3 申請者と異なる場合、本申請について世帯主の承諾を得たものとします。

※4 有償貸与の場合は、設置場所について記入してください。

該当する区分に○を付けてください。

無償貸与 (要綱第5条)	(1) 市内に住所（住民基本台帳による。）を有する世帯 (2) 市長が必要と認めた施設の管理者等
有償貸与 (要綱第6条)	(1) 無償貸与の要件に該当するが、増設（2台目）を希望する者 (2) 無償貸与の要件以外で設置を希望する者

※該当する区分に応じて、裏面の確認事項にチェックをしてください。

## 防災情報告知放送システム戸別受信機貸与に係る確認事項

戸別受信機を貸与したときは、以下の内容が使用貸借契約の契約条項となります。

- 1 申請に関する決定に当たって、東近江市が行う申請者の住所その他必要な事項の調査について承諾すること。
- 2 無償貸与の対象となる場合、設置場所は、住民基本台帳上の住所又は事業の届出による所在地となること。
- 3 戸別受信機の適正な管理に努めること。
- 4 戸別受信機及び附属品は、東近江市の所有物のため、譲渡、転貸、分解、改造、処分等を行わないこと。
- 5 申請した事項に変更が生じたときは、変更届を提出すること。
- 6 戸別受信機を必要としなくなったときは、市に戸別受信機を返還すること。
- 7 戸別受信機について、故障、損傷、紛失等が発生した場合は、速やかに東近江市に報告すること。
- 8 故意又は重大な過失によって戸別受信機を亡失し、又は損傷したときは、市長が定める損害額を賠償すること。
- 9 戸別受信機の使用に係る電気料金及び電池代を負担すること。
- 10 無償貸与の要件を満たさなくなった場合、戸別受信機の使用を中止する場合又は市から返還を求められた場合等は、速やかに返還すること。
- 11 東近江市が実施する戸別受信機を通じたJアラートの伝達訓練又は定時放送により、可能な範囲で戸別受信機の動作確認を行うこと。
- 12 自治会区域内における戸別受信機の設置促進のため、自治会の求めに応じて、設置状況に係る情報（住所、氏、設置の有無等）を提供することに承諾すること。

**《有償貸与特記事項》** ※有償貸与対象者のみ以下が契約事項に加わります。

- 1 負担金3万円の納付後に設置すること。
- 2 標準的な設置工事を超える場合は、別途、設置に係る経費を申請者が負担すること。
- 3 貸与期間は、市の事業実施期間中であること。

防災情報告知放送システム戸別受信機の設置の申請に当たり、上記のとおり確認しました。

申請者（自署）

（法人の場合は、代表者の記名押印でも可）